

青森県特別保証融資制度について

■青森県特別保証融資制度について

青森県特別保証融資制度は、県が貸付原資の一部を取扱金融機関に預託し、これに取扱金融機関が自己の資金を加え、信用保証協会（又は農業信用基金協会）の保証を付して、県が定めた融資条件により中小企業者の方に融資が行われる仕組みとなっています。県が預託することにより、取扱金融機関の資金調達コストを引き下げ、低利の融資を実現しています。

※信用保証協会（又は農業信用基金協会）は、中小企業者が金融機関から事業に必要な資金の融資を受ける時、その債務を保証し、融資を受けやすくするとともに、万一、中小企業者が借入金を返済できなくなった場合は、当該中小企業者に代わって金融機関へ返済します。

■利用できる方

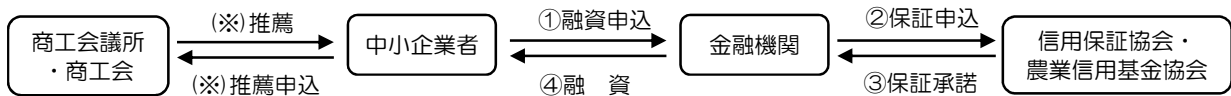
ご利用いただけるのは、原則として、県内に事業所を有する中小企業者です。

中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項の規定する会社及び個人で、以下の資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば該当します。事業協同組合も対象となります。但し、農林漁業や風俗営業飲食業等を除きます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(旅館業、ゴム製品製造業等については、資本金及び従業員数が別に定められています。)

■融資の手続き



○融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会（又は農業信用基金協会）の保証審査が必要です。

○融資額は、各企業の信用保証枠の範囲内でのご利用となります。

(※)商工会議所等への推薦手続きは、経営安定化サポート資金のみ必要となります。

■条件変更（融資期間の延長）について（中小企業金融円滑化法への対応）

県制度資金の既存借入に係る条件変更を行う場合、県制度資金の要綱に定める融資期間の上限を超えて最長5年間延長することが可能です。（平成24年3月末まで）

※条件変更の可否については、取扱金融機関等の審査により決定されますのでご了承ください。

■保証料率（県信用保証協会 ※アグリチャレンジ資金以外）

(1) 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用します。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

ただし、次のいずれかに該当する場合は区分⑤の料率を適用します。

(ア) 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合

(イ) 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない場合

(2) 中小企業信用保険法に規定するセーフティネット保証等の特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率が適用されます。（例：セーフティネット保証1～6号は0.95%、同保証7～8号は0.86%、災害関係保証は0.7%、東日本大震災復興緊急保証は0.7%。なお、セーフティネット保証及び東日本大震災復興緊急保証を利用するには、一定の要件に該当することについて市町村長の認定を受ける必要があります。）

(3) 割引適用

① 財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から、日本公認会計士協会等が公表した「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を行ったことを示す書類の提出を受けた場合又は会計参与を設置している旨の登記を行っている場合は0.1%割引。（上記(1)、(2)に適用可）

② 有担保保証のうち、担保保全率が100%以上の場合は0.1%（100%未満の場合は0.05%）割引。（上記(1)に適用可）

(4) 平成23年東北地方太平洋沖地震中小企業災害復旧枠については、保証料の免除に要する経費を市町村が県と協調し信用保証協会に補助する場合に限り全額免除する。

■保証料率・出資金（県農業信用基金協会 ※アグリチャレンジ資金のみ）

(1) アグリチャレンジ資金を利用の場合は、県農業信用基金協会所定の保証料率（1.0%）を適用します。

(2) 県農業信用基金協会の債務保証を利用するため、債務保証利用残高に応じた所定の出資金が必要となります。

■担保・保証人

担保は必要に応じて徴求します。保証人は原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

■取扱金融機関（※アグリチャレンジ資金は、下線を付した金融機関のみ）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、商工組合中央金庫

■問い合わせ先

○青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368

青森県の融資制度のご案内HP <http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

○青森県信用保証協会 電話017-723-1354

○青森県農業信用基金協会 電話017-762-2751